

篠栗町再生可能エネルギー設備の適正な設置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、篠栗町における再生可能エネルギー発電事業に対し、町内の自然環境及び町民の生活環境に影響を与えることがないよう必要な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 篠栗町内の自然環境、町民の生活環境及び再生可能エネルギー発電事業が、相互に阻害することなく良好な状態を保ち、もって秩序ある施設の設置を町全体で図らなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する設備(送電に係る鉄柱等を除く。)の設置及び事業の実施をいう。
- (2) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー発電を行うための設備をいう。
- (4) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業の用に供する区域又は土地をいう。
- (5) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (6) 利害関係者 再生可能エネルギー発電事業に伴って、自然環境及び生活環境に一定の影響を受ける可能性を有する者、事業区域又は隣接する行政区長、土地所有者及び事業者等をいう。
- (7) 事業計画 再生可能エネルギー発電事業に関する事業計画をいう。

(町の責務)

第4条 町は、第1条の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業実施に伴う関係法令及び条例等を遵守し、かつ再生可能エネルギー発電設備の設置による災害の防御、自然環境、生活環境及び景観に配慮し、利害関係者と合意形成を図り、秩序ある再生可能エネルギー発電事業を行うものとする。

2 事業者は、利害関係者と合意形成を図り、再生可能エネルギー発電事業を行うとともに関連する設備を適切に管理しなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、第1条の目的を達成するために、この条例に規定する手続及び脱炭素政策に対し円滑に実施できるよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等が、再生可能エネルギー発電事業を行うときは、当該土地の適切な管理をし、再生可能エネルギー発電事業による災害の防止、自然環境、生活環境及び景観に配慮し、影響を与えないように努めなければならない。

(適用する事業)

第8条 この条例を適用する再生可能エネルギー発電事業は、次の各号のいずれかに該当する再生可能エネルギー発電設備及び附帯する設備を設置し、発電を行う事業とする。

(1) 太陽光発電設備の出力の合計が10キロワット以上のもの。ただし、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）に太陽光発電設備を設置するときは、この限りでない。

(2) バイオマス発電設備、水力発電設備及び風力発電設備

(3) 前2号に掲げる設備以外で、再生可能エネルギーを起源とする発電設備

2 この条例の規定は、既存の太陽光発電設備を増設することにより、前項第1号に規定する出力以上のものとなった太陽光発電設備により発電を行う事業についても適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する再生可能エネルギー発電事業については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 建築物及び建築基準法第2条第2号に規定する特殊建築物の屋根又は屋上に再生可能エネルギー発電設備を設置する発電事業
- (2) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項に規定する対象事業となる再生可能エネルギー発電事業
(区域の設定)

第9条 町は、地理的・社会的・経済的条件を基に再生可能エネルギー発電事業の導入可能性を評価し、次に掲げる区域を設定する。

- (1) 保全区域 再生可能エネルギー発電事業を制限する区域
 - (2) 調整区域 再生可能エネルギー発電事業を状況に合わせ調整し事業を認める区域
 - (3) 促進区域 再生可能エネルギー発電事業を促進する区域
- 2 町は、再生可能エネルギー発電設備の技術的革新、社会情勢の変化及び町内の再生可能エネルギー発電設備の導入状況等を踏まえ、必要に応じ前項の区域の見直しを行うものとする。
- 3 第1項の区域については、規則で定める。
(説明会の実施、意見の申出等)

第10条 事業者は、第8条第1項及び第2項に規定する事業を実施しようとするときは、第12条第1項の規定による届出を提出する前に、町に協議した上で、利害関係者に対し、事業計画に関する説明会を実施しなければならない。事業計画を変更し、又は中止する場合も同様とする。

2 事業者は、事業計画に対する自然環境と生活環境において、利害関係者、行政区から広く意見を聴取しなければならない。

3 事業者は、前項に基づく意見に対し誠意をもって対応しなければならない。

4 事業者は、前項の再生可能エネルギー発電事業に利害関係者から意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を記載した書面を作成し、当該意見を申し出た者にこれ

を交付の上、その者と誠意をもって協議しなければならない。

5 事業者は、前項の意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に報告しなければならない。

6 事業者は、第3項の協議を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその結果を町長に報告しなければならない。

(協定の締結)

第11条 事業者は、前条第1項の規定による利害関係者に対する説明会の終了後、事業計画に関する協定の締結を求めたときは、締結するよう努めなければならない。

2 事業者は、町長が事業者と利害関係者との協議を求めたときについても誠意をもって応じなければならない。

3 町長は、前項の協定の締結において、その内容について事業者、利害関係者に対し必要な助言を行うことができる。

(事業の届出)

第12条 事業者は、第8条第1項に規定する事業を実施するときは、事業に着手する60日前までに次に掲げる事項を届け出て、町長の同意を得なければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人、団体等においては、名称、代表者氏名及び事業所の所在地）

(2) 事業区域の所在地及び面積

(3) 業務を行う役員及び職員の体制

(4) 事業計画

(5) 再生可能エネルギー発電事業の着手予定日及び完了予定日

(6) 第10条第1項の規定による利害関係者への説明を行った資料及び議事録

(7) 利害関係者からの合意書等

(8) その他町長が同意する上で必要な資料

2 前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、その変更内容について町長に事前に協議し、必要に応じ変更を届け出なければならない。

(同意)

第 1 3 条 町長は、前条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき届出された事項について、自然環境及び生活環境と再生可能エネルギー発電事業の共生がなされ、かつ、事業を行うに当たり関係する法令を遵守していると確認し同意するものとする。

2 町長は、自然環境と生活環境に影響が生じるおそれがあるときは、その旨を通知し、変更を求めるものとする。

3 町長は、第 1 項の同意に際し、必要な条件を付することができる。
(工事の着手等)

第 1 4 条 事業者は、前条第 1 項の規定により町長の同意を得た再生可能エネルギー発電事業において、着手、完了したときは、規則で定めるところにより町長にその旨を届け出なければならない。当該再生可能エネルギー発電事業の再生可能エネルギー発電設備設置に係る工事を中断し、又は再開したときも、同様とする。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその内容を調査し、事業計画に適合していないと認めるときは、事業者に対し、別に定める期限までに必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

(地位の承継等)

第 1 5 条 第 1 2 条の規定により届け出た事業者から対象事業の譲渡、相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なく町長にその旨を届け出なければならない。

2 事業者は、事業区域の管理者を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく町長にその旨を届け出なければならない。

3 地位を承継した者は、当該承継に係る対象事業について付された一切の条件を遵守するものとする。

(維持管理、報告等)

第 1 6 条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業の事業区域を適正に管理するとともに、異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じなければならない。

2 事業者は、自然災害又は火災等の人為災害により、事業区域及びそ

の周辺において被害を及ぼすおそれがあるとき又は被害を及ぼしたときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、町長に報告しなければならない。

- 3 町長は、事業区域及びその周辺の自然環境、生活環境又は災害の防御に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、事業者に対し再生可能エネルギー発電事業における維持管理状況について、助言及び指導を行うことができる。

(事業の廃止)

第17条 事業者は、第12条の規定により届け出た再生可能エネルギー発電事業を廃止したいときは、規則に定めるところにより町長にその旨を届け出るとともに、当該再生可能エネルギー発電事業により設置した再生可能エネルギー発電設備を放置することなく関係法令に基づき速やかに撤去し、適正に処分し、並びに事業区域に係る土地を原状に回復しなければならない。

- 2 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、撤去を完了した日から30日以内に町長に届け出なければならない。

(立入調査)

第18条 町長又はその指定する職員は、届出に係る事項について必要と認める場合は、調査のために現場に立ち入り、又は報告その他必要な書類の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により調査を行う者は、職員証明書を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第19条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

- 2 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第12条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第13条第1項の規定による町長の同意を得ずに対象事業に着手したとき。

- (2) 第14条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第2項の規定による必要な措置を講じなかったとき。
- (3) 第16条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項に規定する必要な対策を講じなかったとき。
- (4) 第17条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による適正な処分及び原状回復をしなかったとき。
- (5) 前条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒否したとき。
- (6) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由なく従わないとき。

(命令)

第20条 町長は、事業者が、前条第1項の規定による指導及び助言又は第2項の規定による勧告に従わないときは、期間を定めて、事業者に対し必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第21条 町長は、事業者が、前条の規定による命令に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

2 前項の公表を行う場合は、町長は、事業者に対し事前に通知しなければならない。

3 前項の通知に対し、事業者は、意見を述べることができる。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前において現に工事に着手している対象事業又は工事が完了している対象事業については、第6条、第15条から第18条まで、第19条（第2項第1号及び第2号を除く。）及び第20条から第22条の規定を適用する。